

広島中央局
料金後納
郵便

7340014

広島市南区

特定記録

宇品西一丁目

7番12-502号

広島おさむろ会

代表者会長 前島修様



〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県監査委員事務局

電話：広島(082) 228-2111 (大代表)

平成 年 月 日

広 監 委 第 70-4 号
平成 30 年 8 月 6 日

監査請求人

広島おさむる会 代表者 会長 前島修 様

広島県監査委員 安 井 裕 典



同 東 保 幸



同 奥 兆 生



同 赤 木 稔 明



住民監査請求について (通知)

平成 30 年 6 月 28 日付けで提出された広島県職員措置請求書について、請求の内容を審議した結果、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条に定める住民監査請求の要件を欠いていることから、請求を却下します。

(却下の理由)

法第 242 条第 1 項に定める住民監査請求は、地方公共団体の機関又は職員による公金の支出等の財務会計上の行為が違法又は不当であると認めるときに、住民が監査委員に監査を求め、違法又は不当な財務会計上の行為の防止、是正又は当該財務会計上の行為によって地方公共団体が被った損害の補填に必要な措置を講じさせるよう請求することができる制度である。

本件請求において、請求人は、平成 30 年度当初予算に広島高速道路公社に対する出資金・貸付金 1,675,000 千円が計上されていること、広島高速 5 号線トンネル掘削工事は「政策科学による費用対効果より、反社会的な不法行為と認められる」こと、また、同工事は「文化財保護法違反であり、森林法違反なので、地域経営責任としての、損害賠償責任を追及する」ことなどを述べている。

これらから判断すると、請求人は、広島高速 5 号線トンネル掘削工事を施工するという政策判断（施策）が違法又は不当なものであることから、同工事のための公金の支出も同様に違法又は不当であると主張しているものと解される。

そうすると、本件請求は、広島高速 5 号線トンネル掘削工事の当否の判断を問うというものにはほかならず、このことは道路建設行政の見地からする道路管理者としての行為（判断）であって、財務会計上の行為には該当しない。

以上のことから、本件請求は、法第 242 条第 1 項に定める住民監査請求の要件を欠き、住民監査請求の対象とはならないものである。